

平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の福祉の向上を図るため、在宅の重度障がい者（以下「障がい者」という。）が居住する住宅の設備を当該障がい者に適するように改良する工事に要する経費の全部又は一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金（以下「補助金」という。）の交付対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる対象工事等の区分に応じ、同表の右欄に定める者（市内の既存住宅に居住する障がい者に限る。）とする。

対象工事等	補助対象者
1 浴室、便所、玄関、廊下の改良工事	ア 身体障害者手帳の交付を受けた者（児童を含む。以下「身体障害者」という。）でその障がいの程度が1級又は2級の者
2 前項のほか住宅設備を障がい者に適するように改良する工事	イ 総合療育センター又は児童相談所（以下「相談所等」という。）において知能指数が35以下と判定された者 ウ 障がいの程度が3級の身体障害者で相談所等において知能指数が50以下と判定された者
3 天井走行式移動リフトの設置	身体障害者でその障がいの区分及び等級が下肢又は体幹機能障害2級以上の者であり、かつ、移動することが困難である者（児童及び65歳以上の者を除く。）
4 環境制御装置の設置	身体障害者でその障がいの区分及び等級が四肢機能障害2級以上の者（児童を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、障がい者の居住する住宅の設備又は障がい者の属する世帯に対して補助金の交付をしている場合は、補助対象者とししないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象からの排除)

第2条の2 市長は、前条の規定にかかわらず、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししないものとする。

(1) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2 市長は、必要に応じて、補助金の交付申請をした者又は交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、第2条第1項の表に掲げる対象工事等に要する経費又は次の各号に掲げる対象工事等の区分に応じ当該各号に定める額のいずれか少ない額から、別表に定めるところにより算出した自己負担額を控除した額の10分の10以内の額とする。この場合において、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 第2条第1項の表第1項又は第2項に掲げる対象工事等 80万円

(2) 第2条第1項の表第3項に掲げる対象工事等 100万円

(3) 第2条第1項の表第4項に掲げる対象工事等 60万円

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、別に定める申請書に次に掲げる住宅設備の改良工事等に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 平面図

(3) 改造前の写真

(4) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査し、補助金の交付について決定し、別に定める通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 補助金の交付申請をした者は、その交付申請をした事業計画を変更し、中止し、又は廃止する場合には、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合であって前条の規定による決定を変更するときは、別に定める通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該住宅設備の改良工事等の完了後、補助金の交付申請をした日の属する年度の3月1日までに、別に定める報告書に次に掲げる住宅設備の改良工事等に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 領収書又はその写し
- （2） 改良後の写真
- （3） その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、消費税及び地方消費税を補助対象経費とするときにあつては、補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の交付確定通知）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査し、補助金の交付について確定し、別に定める通知書により当該報告をした者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第9条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) 機械及び重要な器具類で取得価格が一件50万円以上のもの 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数

(関係書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該住宅設備の改良工事等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(次項において「帳簿等」という。)は、当該住宅設備の改良工事等の完了の日の属する年度の翌年度から10年間(前条に定める期間が10年を超える財産の取得があるときは、その期間)保管しなければならない。

3 前2項の場合において、市長は、必要と認めるときは、帳簿等の提出を求め、又は調査することができるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第2条の2第1項各号のいずれかに該当する場合又は偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助金の交付を受けた者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、別に定める報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助金の交付を受けた者はこれに速やかに応じなければならない。

(様式)

第13条 この要綱の規定による申請書、通知書その他の補助金の交付に関する事務に必要な書類の様式は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金交付要綱の廃止)

2 平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金交付要綱（平成11年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に廃止前の旧要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後に交付申請がされるものについて適用し、施行日前に交付申請がされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱に要改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日（令和6年2月1日）から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定による補助金の交付申請のための準備行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

自己負担額表

階層区分	世帯区分	自己負担額
第1階層	生活保護受給世帯等	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	総額×1/3
第4階層	上記以外	全額自己負担

備考

- 1 この表において「総額」とは、第2条第1項の表に掲げる対象工事等に要する経費又は第3条各号に掲げる対象工事等の区分に応じ当該各号に定める額のいずれか少ない額をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、補助対象者と生計を一にする消費経済上の一単位をいうのであって、住居を一にしていなくても、同一世帯と認定することが適当であるときは同様とする。ただし、当該世帯に助成対象者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 4 この表において「生活保護受給世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である世帯をいう。
- 3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められた全ての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者（地方税法第323条により市町村民税が免除されている者を含む。）である世帯をいう。